

国土交通省所管公共事業の事業評価実施要領の概要

新規事業採択時評価実施要領

評価対象事業 (要領第 3 関係)

事業費を予算化しようとする事業
 事業採択前の準備・計画段階で個別箇所が明確になる事業のうち
 準備・計画に要する費用を予算化しようとする事業

評価の実施手続 (要領第 4 関係)

実施手続

事業の種類	評価に係る資料の作成	予算化に係る対応方針	補助金交付に係る対応方針
直轄事業	地方支分部局	本省等	
公団等事業	公団等	本省等	
公団等補助事業	公団等		本省等
補助事業	地方公共団体等		本省等

一括配分事業の取扱い

一括配分事業については、地方支分部局等が予算化又は補助金交付等に係る対応方針を決定



省内の体制 (事業評価全般に係る検討)

公共事業評価システム検討委員会 (要領第 6 関係)

事業評価の実施要領の改定等、事業評価に係る重要事項の検討及び決定

必要に応じて、事業特性に応じた部会を設置

公共事業評価システム研究会 (要領第 5 関係)

評価手法に関する事業種別間の整合性等について検討
 学識経験者等から構成

評価手法研究委員会 (要領第 5 関係)

事業種別ごとの評価手法の検討
 学識経験者等から構成

再評価実施要領

再評価対象事業 (要領第3関係)

事業採択後 5年経過して未着工の事業
事業採択後 10年経過して継続中の事業
着工準備費又は実施計画調査調査費の予算化後 5年経過した事業
再評価実施後 5年経過した事業 等

再評価の実施手続 (要領第4関係)

実施主体

事業の種類	対応方針 (案)	対応方針	補助金交付に係る対応方針
直轄事業	地方支分部局	本省等	
公団等事業	公団等	本省等	
公団等補助事業	公団等	公団等	本省等
補助事業	地方公共団体等	地方公共団体等	本省等

一括配分事業の取扱い

一括配分事業については、地方支分部局等が対応方針、補助金交付等に係る対応方針を決定

再評価の視点及び対応方針の考え方 (要領第 5 関係)

再評価の視点

事業の必要性等

- 1) 事業を巡る社会経済情勢等の変化
- 2) 事業の投資効果
(費用対効果分析の原則実施)
- 3) 事業の進捗状況

事業の進捗の見込み

コスト縮減や代替案立案等の可能性

対応方針の考え方

[継続]

- ・ , の各視点で継続が妥当
- ・ の視点に基づき事業を見直して , の各視点で継続が妥当

[中止]

- ・ , の各視点のいずれか又は両方で継続が妥当でない判断



評価結果、対応方針の決定理由、中止に伴う事後措置等を公表

事業評価監視委員会 (要領第 6 関係)

地方支分部局等、公団等、地方公共団体等ごとに設置
全ての再評価対象事業について審議
事業評価監視委員会による意見具申
審議の公開等により透明性を確保
事業評価監視委員会の意見の尊重